

台風8号による大雨被害を受けられた組合員の皆様へ

このたびの台風8号により被害を受けられた組合員の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

CO・OP共済では、今回のような台風等の被害につきまして下記の内容で共済金のお支払い対象になる場合がございます。下記の内容に該当される方は、下記までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

1. 住宅（建物）や家財の損壊があった場合

CO・OP共済《たすけあい》にご加入の方

居住している住宅の床上浸水または、居住している住宅および家財の損害額が20万円以上となつた場合

* 《たすけあい》ジュニア18コースには、住宅災害共済金の保障はございません。

CO・OP火災共済にご加入の方

床上浸水または、建物の損害額が10万円を超える場合

CO・OP火災共済に自然災害共済を付帯されている方

① 建物を共済目的とするご契約の場合

床上浸水または、建物の損害額が10万円を超える場合

② 家財を共済目的とするご契約の場合

建物が損害（損害程度は問いません）を受けたことにより、家財の損害額が10万円を超える場合

* CO・OP共済《たすけあい》とCO・OP火災共済は認定基準に相違がありますのでご注意ください。

* 実損害額を保障するものではありません。

* 門、塀、垣根その他の付属工作物および建物に付属する物置、納屋、車庫などの付属建物への被害は対象とはなりませんのでご注意ください。

2. ケガをされた場合

○《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》《新あいあい》にご加入の方

ケガの通院・入院・手術などが対象になります。ご加入の商品・コースにより保障が付帯されていない場合がございます。詳しくはお手持ちの共済証書をご確認下さい。

* 《新あいあい》のケガの通院については、5日以上の通院があった場合のみ対象となります。

ご連絡・お問い合わせは 「コープ共済センター」 へ

●《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》《新あいあい》について

0120-88-705 9時～18時（日曜定休日）

●火災共済について

0120-6031-43

・共済事故（住宅損害）の受付に関するご連絡 ⇒ ご用件番号【0】をご選択ください。

CO・OP火災共済事故受付センター 24時間365日受付可能

・ご加入や現在のご契約に関するお問い合わせ ⇒ ご用件番号【1】をご選択ください。

CO・OP火災共済コールセンター 9時～18時（日曜定休日）